

# 令和7年度厚木市自治基本条例推進委員会第1回会議 議事録

日時 令和7年8月6日（水）午後5時30分～6時50分

場所 厚木市役所第二庁舎4階 教育委員会会議室

1 日時 令和7年8月6日（水）午後5時30分から6時50分まで

2 場所 厚木市役所第二庁舎4階 教育委員会会議室

3 出席者 厚木市市民協働推進委員8人  
市民交流部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、  
市民協働推進係主査、市民協働推進係主査

4 傍聴者 なし

## 5 案件

- (1) 委員長及び委員長職務代理者の選出について
- (2) 会議等の公開のルール等について
- (3) 厚木市自治基本条例推進委員会の職務及び活動スケジュール等について
- (4) 厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針について
- (5) 令和7年度市民参加手続予定の報告について

## 6 配付資料

- (1) 次第
- (2) 厚木市自治基本条例推進委員会委員名簿
- (3) 資料1 厚木市自治基本条例推進委員会規則
- (4) 資料2 厚木市自治基本条例推進委員会の会議等の公開に関するルール
- (5) 資料3 厚木市自治基本条例推進委員会の会議の傍聴に関するルール
- (6) 資料4 厚木市自治基本条例推進委員会の職務について
- (7) 資料5 令和7・8年度厚木市自治基本条例推進委員会スケジュール(案)
- (8) 資料6 厚木市自治基本条例推進委員会による厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針
- (9) 資料7 市民参加条例の概要
- (10) 資料8 令和7年度市民参加手続対象行為一覧（実施）
- (11) 資料9 令和7年度市民参加手続対象行為一覧（省略）
  
- (12) 厚木市自治基本条例逐条解説
- (13) 厚木市市民参加条例逐条解説

## 7 会議の内容

### (1) 委員長及び委員長代理の選出について

#### 【事務局】

資料1に基づき説明

委員の互選により、上地委員が委員長に選出された。

また、上地委員長から委員長代理に関根委員が指名された。

### (2) 会議等の公開のルールについて

#### 【委員長】

案件2について事務局から説明願います。

#### 【事務局】

資料2・3に基づき説明

#### 【事務局】

事務局から一つ提案がございます。資料3の第3条2項をご覧ください。「16歳未満の者は傍聴席に入りことは出来ない。ただし、保護者が同席し、かつ委員長が許可した場合はこの限りではない。」と記載がございますが、現在、市議会や他の附属機関の会議でも年齢要件を定めているところはないことから、事務局としては、この要件については、廃止してもよいのではないかと考えています。

委員の皆様からご意見をいただき、異議がなければ、廃止としたいと思います。

#### 【委員長】

質問はありますか。

#### 【委員】

16歳未満という要件は、元々どのような理由があったと考えられますか。

#### 【事務局】

当時の担当者に確認したところ、自治基本条例ができた頃、会議を夜に開催していたことから16歳未満の方については保護者の同席を条件にしたと聞いています。

現在、会議は原則17時半または18時からの開催としているため、保護者の同意があれば、問題ないと考えています。

#### 【委員】

市議会やその委員会では、乳児を抱えた親御さんが一緒に傍聴している例もありますので、年齢要件の廃止は妥当だと思います。

#### 【委員】

市議会では、乳児を抱えて傍聴は可能ですか。泣き出した場合はどうしていますか。

#### 【事務局】

可能です。議事進行に支障があるようであれば、一旦退席し、落ち着いたら戻るようにしています。

**【委員】**

なるべくオープンな形がよいと思います。より幅広い意見を聞く、様々な方に傍聴してもらうことが大事という時代になってきていると思います。

16歳という記載を見て違和感があり、善処して行くべきと思います。

**【委員】**

今は子ども議会などの取り組みもあり、選挙権も18歳からになりました。若いころから興味を持つことは大事だと思います。

**【委員長】**

それでは、第3条2項について、削除するというところでよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

異議なしと認め、削除することにいたします。

本日は、傍聴人はいますか。

**【事務局】**

本日は、傍聴人はいません。

(3) 自治基本条例推進委員会の職務及び活動スケジュールについて

**【委員長】**

案件3について事務局から説明願います。

**【事務局】**

資料4・5に基づき説明

**【委員長】**

質問はありますか。

**【委員】**

次回の会議日程が決まっていれば、教えていただけますか。

**【事務局】**

8月から9月にかけて、全庁的な調査を実施し、次回の会議は10月上旬になります。詳細は決まり次第、ご報告いたします。

**【委員】**

条例の見直しについて、4年以内に見直しをする規定ですが、条例改正の場合、パブリックコメントなどの市民参加手続きを含め、条例改正までを4年以内に行うのですか。

もう一つは、条例改正には、パブリックコメントとほか2つの市民参加手続きが必要だが、改正内容によって変わるのでしょうか。

**【事務局】**

条例改正の必要があるかどうかの判断を4年以内に行うこととなります。

また、条例改正が必要となった場合、市民参加条例では、パブリックコメントは必須で行い、ほか2つ以上の市民参加手続きが必要となります。どの市民参加手続きを選択するかは内容によりますが、自治基本条例は最も尊重すべき条例という位置付けですので、できる限りの市民参加手続きをやっていきたいと考えています。

(4) 厚木市自治基本条例の運用状況の点検の方針について

**【委員長】**

案件4について事務局から説明願います。

**【事務局】**

資料6に基づき説明

**【委員長】**

質問はありますか。

**【委員】**

全協定数139件というのは一覧表があるのですか。

また、ホームページで検索はできますか。

**【事務局】**

一覧表はあります。

ホームページ上で検索可能かどうかは、後日調査し、回答いたします。

**【委員】**

条例の第15条から第37条までを点検対象としていますが、第1条から第14条を対象としていない理由を教えてください。特に第10条、第11条を対象外としている理由を教えてください。

**【事務局】**

第1条から第14条については、条例の目的や用語の定義、責務などの記載であり、行政が実施した事業との整合性について点検していただきたいと考えているため、条例第15条行政運営以降を対象としています。

また、第10条、第11条についても議会の役割や責務についての記載ですので、4年に一度の条例の見直しの中で行うものと考えています。

**【委員長】**

ほかに質問はありますか。

なければ、厚木市自治基本条例の運用状況の点検の方針について、承認でよろしいで

すか。

～ 異議なし ～

**【委員長】**

それでは、資料のとおり、点検を実施したいと思います。

(5) 令和7年度市民参加手続予定の報告について

**【委員長】**

案件5について事務局から説明願います。

**【事務局】**

資料7に基づき説明

**【委員長】**

質問はありますか。

**【委員】**

市民参加手続きの対象となるかどうかを明確化するために今までも委員会で意見があったと思います。その上で市民参加手続きを省略すると判断した場合、変更があったこと自体が市民に周知されないのではないかと想像してしまいます。市民参加手続きを省略する場合でも説明会だけは開催するなどしていくべきだと思います。これは意見として聞いていただければと思います。

**【委員】**

具体的な資料を見ながらでないとしたらどのように点検していくのかわからないので、資料が出てきて、その時点で検討していけばよいと思います。

**【委員】**

市民参加手続きを実施する、しないの判断はどのようにしていますか。

**【事務局】**

市民参加手続きの対象行為の担当課から内容について、市民協働推進課に事前相談という形で協議の上、判断しています。

**【委員】**

資料8・9について、最初に一覧があり、2枚目から個別の資料になっています。

この委員会で点検する市民参加手続きはまさしくこの資料で省略した判断が正しいか我々が点検していくことになると思います。

本当は市民参加手続きを実施した方がよかったのではないかと、違う市民参加手続きの方がよかったのではないかとこの委員会を話し合うのがこの委員会の主旨であると思います。

**【事務局】**

お話いただいた通り、資料8は市民参加手続きを実施したものの一覧で後ろに各対象行為の個票がついています。

資料9については、市民参加手続きを省略したものの一覧になっています。本日は具体的な検討には入りませんが、次回以降、資料を基にご検討いただくこととなります。

**【委員】**

担当課でパブリックコメントと併せて実施する市民参加手続きの数を決めているのでしょうか。

**【事務局】**

市民参加手続きの数がどの区分に該当するかは市民協働推進課と担当課で協議しています。どの手続きを選択するかは担当課が決めています。

**【委員】**

プラス1でいいところを2つ3つやっている場合もあるし、足りないのではないかなという場合もあります。

**【委員】**

我々の仕事としては、このような資料に沿って、点検の仕方がよいと思います。

**【委員】**

ある意味とても大きな仕事、自治基本というと自治会など思い浮かべるが、行政の仕事を点検する仕事だと感じました。

**【委員】**

昨年度からの懸念ですが、この一覧に載っているものは、この委員会で点検できるが、規則や審査基準など取りこぼしなく、点検ができているのか気になっています。

**【事務局】**

規則や審査基準なども担当課の一存で変更はできないため、庁議に諮り、承認を得ています。庁議の担当課とも連携して情報を共有しています。

**【委員】**

例えば、事務取扱要綱など微妙な立ち位置のものをどのようにしていくのかも考えていきたいと思います。

**【委員長】**

他にないようでしたら、これで本日用意された案件は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

**【事務局】**

では、次回以降、資料8・9について、改めてご審議いただきたいと思います。皆様、本日はありがとうございました。

閉会の挨拶を委員長職務代理よりお願いします。

**【委員長職務代理】**

～閉会の挨拶～

**【事務局】**

ありがとうございました。

以上をもちまして、自治基本条例推進委員会を閉会いたします。